

和歌山県子ども虐待防止基本計画
年次報告
(令和2年度実績)

令和3年 11 月
和歌山県

1. 概要

(1) 計画策定の位置付け

- ◇ 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に定める基本計画
- ◇ 児童虐待防止対策を推進するための目標及び基本の方針を定める
- ◇ 令和元年度～令和6年度までの6か年計画

(2) 計画策定の主旨

児童虐待は児童にとって深刻な権利侵害であり、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、次世代の育成にも懸念を及ぼすことから、その対応においては児童の最善の利益を最優先するという視点が重要です。

県では、児童虐待を「社会全体で取り組むべき重要な課題」と位置付け、市町村、関係機関、地域住民等と協力し、発生予防から早期発見・早期対応、里親、児童養護施設、乳児院等の社会的養護体制の充実、家族の再統合や自立の支援、また、地域における子育て家庭への支援の充実等、児童を虐待から守るための総合的な対策を推進するものです。

(3) 和歌山県子ども虐待防止基本計画の構成

- ◇ 第一章 計画の策定にあたって
- ◇ 第二章 児童虐待とは
- ◇ 第三章 児童虐待防止の取組
 - 1 児童虐待の発生予防
 - 2 早期発見・早期対応
 - 3 在宅支援、社会的養護の充実
 - 4 家族の再統合、自立への支援
 - 5 人材の育成

(4) 年次報告

和歌山県子どもを虐待から守る条例第10条により、毎年、虐待防止策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表するものです。

2. 取組状況

(1) 児童虐待の発生予防

① 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|----------------------|---|--|
| 1 | 児童虐待を防止するための啓発・学習の実施 | 児童虐待防止推進月間(11月)を中心に、広報誌、マスメディア、ホームページ等を活用し、広く県民に対して、児童虐待の基本的な知識、児童虐待が児童に及ぼす影響、相談窓口等の広報・啓発を行います。 | (福祉保健部) ・年間を通じ、県庁本館正面玄関先にある掲示板にポスターを掲載するとともに、市町村、児童相談所及び児童福祉施設等にポスター・リーフレットを配布し、啓発活動を行った。 ・県民の友(11月号)に、『体罰等によらない子育てを広げよう!』を掲載し、子育てのポイントや相談窓口の周知を行った。 |
| 2 | | 体罰や暴言による「しつけ」は、児童の成長に悪影響を及ぼすものであるため、「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」等の教育資料を活用し、関係機関と連携し、広く周知するとともに、体罰によらない育児について啓発を行います。 | (福祉保健部) ・子ども未来課ホームページにおいて、子育て世代の悩みにこたえるため、5つのポイント(「子育てに体罰や暴言を使わない」、「子供が親に恐怖を持つとSOSを伝えられない」、「爆発寸前のイライラをクールダウン」、「親自身がSOSを出そう」、「子供の気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援」)を紹介。 ・体罰や暴言により、子供の脳にどのような悪影響があるのかを示すため、研究結果を掲載している「健やか親子21」を併せて掲載した。(「健やか親子 21(第2次)」は「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、関係するすべての人々、関連機関・団体が一体となって取り組む国民運動。) |
| 3 | | 児童自らが虐待等の暴力から身を守る力を身につけるため、学校や保育所等による、児童や保護者、教員、保育士等を対象とした児童の権利擁護に関する研修の実施を促進します。 | (福祉保健部) ・児童福祉施設入所者の人権を擁護するため、和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で配置を義務付けている人権擁護推進員について、指導監査において配置状況及び人権擁護に関する研修の実施状況の確認及び助言等を行った。 ・児童虐待問題等について、児童の権利擁護のため、保育士等キャリアアップ研修において、保育所等児童福祉施設に勤務する保育士等に対して研修を実施した。(保育士等キャリアアップ研修保護者支援・子育て支援分野 紀南・紀北2会場 延べ82人参加) |
| 4 | | 児童が同居する家庭におけるDV(ド | (環境生活部) |

| | | | |
|---|------------------|--|--|
| | | メスティックバイオレンス)は、児童に著しい心理的外傷を与えることであると広報するとともに、関係機関と連携しDV防止の啓発を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者支援ネットワーク会議(全体・東牟婁地方合同、西牟婁地方 計2回)を開催した。 ・女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)週間中(11/12~11/25)に、ビッグホエールを紫色にライトアップするとともに、男女共同参画センター図書特設コーナーで関連図書の利用、メッセージカードの記入を呼びかけPRを行った。 |
| 5 | 児童へのふれあい体験学習等の実施 | 市町村、学校等と連携し、乳幼児とのふれあい体験学習等を推進します。 | <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の妊娠のため、思春期から妊娠・出産に関する正しい知識を普及・啓発することを目的に、「思春期におけるピア・エデュケーション事業・思春期講座」を以下のとおり実施した。 ・ピア・エデュケーション事業(赤ちゃん人形だっこ体験・妊婦体験含む)(県内高等学校 5校 延べ5回実施(77人参加)) ・思春期講座事業(県内高等学校及び中学校 18校 延べ24回実施(1,118人参加)) |
| 6 | | 市町村、学校、児童養護施設等と連携し、望まない妊娠を防ぐための予防教育等を推進します。 | <p>(教育委員会)</p> <p>学習指導要領等の内容を踏まえ、発達の段階に応じた性に関する指導の推進を図るとともに、令和2年度において医師、大学教授、関係課等による手引作成委員会を設置し、「性に関する指導の手引」を作成している。</p> <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の妊娠のため、思春期から妊娠・出産に関する正しい知識を普及・啓発することを目的に、「思春期におけるピア・エデュケーション事業・思春期講座」を以下のとおり実施した。 ・ピア・エデュケーション事業(赤ちゃん人形だっこ体験・妊婦体験含む)県内高等学校 5校 延べ5回実施(77人参加) ・思春期講座事業(県内高等学校及び中学校 18校 延べ24回実施(1,118人参加)) |
| 7 | | 市町村、学校等と連携し、デートDV防止啓発を行います。 | <p>(教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター主催の令和2年度高等学校における「デートDV防止啓発事業出前講座」を県立学校7校で実施した。 ・和歌山地方法務局人権擁護課主催の令和2年度高等 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>学校における「デートDV 人権教室」を県立高等学校4校で実施した。</p> <p>(環境生活部)</p> <p>・県内の高等学校・中学校7校と生徒指導連絡協議会1団体において、デートDV 講座を行った。</p> <p>・10月4日「-助産師さんと考えよう-子供への性と命のつたえ方」と題し、開業助産師 中西理予さんの講座を実施した。</p> |
|--|--|--|---|

② 子育て家庭に身近な相談・支援体制の充実

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|-----------------|--|---|
| 8 | 地域における子育て支援の促進 | 和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画「紀州っ子健やかプラン」に基づき、地域子育て支援拠点事業等、地域での子育て支援を促進します。 | <p>(福祉保健部)</p> <p>保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業を設置する市町村に対して支援を行った。(設置市町:28市町)</p> |
| 9 | | 全市町村での、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置と機能強化を図ります。 | <p>(福祉保健部)</p> <p>・県内全市町村において子育て世代包括支援センターが設置された。</p> <p>・機能強化のため、市町村の子育て世代包括支援センターの相談支援を担当する者及び地域の助産師、保健師、看護師等の母子保健従事者を対象に研修会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。</p> |
| 10 | 児童と家庭に関する相談等の充実 | 子どもメンタルクリニック(子ども・女性・障害者相談センター内)において、児童の情緒・行動上の問題に関する診療や保護者に対するガイダンス、育児不安や産後うつ病等のこころの問題を抱える母親の診療等を行います。 | <p>(福祉保健部)</p> <p>令和元年度から休止中</p> |
| 11 | | 児童家庭支援センターにおいて、相談員・心理担当職員による児童と家庭に関する相談支援を行います。 | <p>(福祉保健部)</p> <p>・児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を行った。</p> <p>・市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行い、スーパーバイザーとしての役割を果たした。(相談対応件数:延べ 5,101件、市町村の求めに応じる事</p> |

| | | | |
|----|------------------|--|---|
| | | | 業:83回、指導委託:延べ668件) |
| 12 | | 子どもと家庭のテレフォン110番及び児童相談所全国共通ダイヤル189において、子育てに関する相談及び虐待の通告について、24時間365日体制で対応します。 | (福祉保健部) ・子どもと家庭のテレフォン 110 番については業務委託により相談対応を行った。(相談対応件数:延べ338件) ・児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)については、児童相談所において相談対応を行った。(相談対応件数:延べ797件) |
| 13 | 虐待防止のための保護者援助の充実 | 子育て家庭における育児に対する不安や負担を軽減するため、市町村での保護者に対する育児方法等の研修や親支援プログラムなどの実施を促進します。 | (福祉保健部) ・児童相談所が虐待ケースとして指導している保護者に対して家族再統合に向けた親子コミュニケーションや児童の問題行動への対処方法など、それぞれの親子に合わせた子育て技術を習得するプログラムを実施した。(前向き子育てプログラム(トリプルP):延べ87人参加) ・親子関係・夫婦関係など対人関係をよりよく行うため、感情との付き合い方等を学ぶプログラム実施を予定するも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 |
| 14 | | 児童相談所は、児童や保護者の様々な悩みに対応するため、養護・保健・障害・非行・育成相談等を行います。 | ・養護1,902件、保健0件、障害974件、非行98件、育成349件、その他53件の総計3,376件の相談を受け、児童福祉司等が調査や指導を実施し、必要に応じて、一時保護、施設入所、里親等委託の措置を行った。 |
| 15 | 発達障害児に対する支援 | 発達障害に関する理解を深めるため、県民に対する広報・啓発や、講演会、研修等を行います。 | (福祉保健部) 発達障害に関する理解を深めるため、講演会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となった。(実施した「自閉症療育の最前線～最近の自閉症をめぐる動向について～」:約60人Web参加) |
| 16 | | 発達障害者支援センターによる研修や相談支援を実施し、保健師や教員等、発達障害の支援者の専門性を高めるとともに、地域で核となって支援を進める人材を育成し、県内全域において専門的な支援を提供できる体制整備を行います。 | (福祉保健部) ・相談体制の強化を図るため、紀南地域に相談室を開設した。 ・発達障害児者やその家族が、身近な地域で早期に適切な支援を受けることができるよう、市町村職員や地域の支援者に対して、発達障害の基礎研修や、特性に応じた支援等11講義を、地域別、職種別を実施した。(市町村職員等への研修28回:延べ450人参加) ・医療、保健、教育、福祉等の支援者に対して、専門性を高めるための研修を実施した。(支援者支援力強化のための研修2回:延べ112人参加) |

| | | | |
|----|-------------|---|---|
| | | | ・発達障害に関心のある医師に対して、医療機関の現状や課題について学ぶための研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 |
| 17 | 性暴力被害に対する支援 | 性暴力救援センター和歌山(わかやま mine)において、女性支援員が性暴力に関する相談支援を行います。 | (福祉保健部) 性暴力による被害者が二次被害を受けることなく心身の回復を図るため、専任の支援員等が相談を受け、被害者の意向を確認しながら、必要に応じた医療的支援、法的支援など各種の支援を行った。 (令和2年度相談件数 電話相談 730 件(うち 20 歳未満 141 件)、来所相談 164 件(うち 20 歳未満 113 件)) |

③ 母子保健事業等と連携した未然防止、子育て家庭を支援する地域づくり

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|-------------------------|--|--|
| 18 | 市町村の母子保健事業と連携した早期発見と支援 | 母子健康手帳の発行、新生児訪問、乳幼児健診や育児相談等の母子保健事業を通じて支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援が行われるよう、市町村に対し技術的支援を行います。 | (福祉保健部) ・各県立保健所・支所において、市町村で実施される乳幼児健康診査の結果、精神・運動発達面に問題のあった児童や、身体障害児及び長期療養児と、その親を対象とした、医師等専門職種による総合的な療育指導を実施した。また、親の不適切な養育から起こりうる虐待を予防するための支援の場としても活用した。(実施回数 78 回、受診人数 実 247 人、延 308 人) |
| 19 | 医療機関と市町村、保健所との連携 | 要支援家庭を把握した医療機関から市町村、保健所への情報提供が積極的に行われ、市町村における早期対応が可能となるよう、医療機関への働きかけを行います。 | (福祉保健部) 平成 22 年度に発出された「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」(H23.3.28 付子ども未来課長通知)により、医療機関から市町村、保健所へ情報提供が行われる仕組みを構築し、取組を継続した。(医療機関からの情報提供件数:児童相談所 36 件、市町村 55 件) |
| 20 | 関係機関等の連携による要支援家庭への支援の促進 | 民生委員・児童委員、NPO、保育所・認定こども園、幼稚園・学校、児童福祉施設等、地域の支えあいによる要支援家庭の支援を促進します。 | (福祉保健部) ・地域における子育て家庭の孤立化の防止等のため、乳幼児のいる子育て家庭の訪問支援など地域での相談・支援活動に積極的に取り組むことができる民生委員・児童委員を育成(民生委員・児童委員 2,639 人) |

(2) 早期発見・早期対応

① 児童虐待を見逃さない保健・医療・福祉・教育等の連携推進

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|------------------|---|--|
| 21 | 市町村を中心とした支援体制の充実 | 市町村は、要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。 | (福祉保健部) 県内全市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有を行った。さらに、県と市町村とは、平成30年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと児童虐待に対応した。 |
| 22 | | 全市町村での、児童とその家庭、妊産婦に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点の整備を図ります。 | (福祉保健部) ・令和2年度市町村児童相談担当課長会議にて市町村子ども家庭総合支援拠点設置について説明。(県内を5ブロックにわけて2回開催。) ・令和2年度末現在6市町村設置 |
| 23 | | 市町村における乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業、未就園児等全戸訪問事業の実施を促進します。 | (福祉保健部) 乳児全戸訪問事業については県内全市町村実施。養育支援訪問事業は、27市町で実施。未就園児等全戸訪問事業については実施している市町村が4市町と少ないため、課題等を確認しながら事業実施を促進する。 |
| 24 | | 「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」を活用し、市町村職員の専門性を向上させ、効果的な家庭支援を実施できるよう支援します。 | (福祉保健部) 平成30年度に当該マニュアルの改訂を行い、市町村職員向けにマニュアル活用についての研修を実施。令和2年度市町村児童相談担当課長会議においても活用の徹底を依頼した。 |
| 25 | | 民生委員・児童委員、母子保健推進員、子育て支援関係者による活動を促進し、連携を図ります。 | (福祉保健部) ・母子の孤立感等の解消を図るため、地域における課題解決に向け積極的に取り組むことができる母子保健推進員を育成(母子保健推進員数 1,033人) ・地域における子育て家庭の孤立化の防止等のため、乳幼児のいる子育て家庭の訪問支援など地域での相談・支援活動に積極的に取り組むことができる民生委員・児童委員を育成(民生委員・児童委員 2,639人) |
| 26 | 関係機関等との情報共有の徹底 | 支援を要する児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、児童虐待の早期発見・早期対応の意識を向上させる | (教育委員会) 文部科学省が策定した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の活用について、県立学校等生徒指導部長会議において手引きに基づく対応を徹底するよう周 |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>とともに、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけます。</p> | <p>知するとともに、受講した要となる教員が校内研修等を通じて、校内で共通認識を図るよう指導した。</p> <p>また、管理職のリーダーシップのもと、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、日頃から、児童生徒をしっかりと観察するとともに、児童生徒や保護者の悩みを受け止める相談窓口・連絡先を常に校内に掲示したり、学校便り等を通じて啓発するなど、児童生徒や保護者がSOSを出しやすい環境づくりを推進するよう指導を行った。</p> <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等児童福祉施設に勤務する保育士等が、児童虐待の早期発見・早期対応等を行うため、保育士等キャリアアップ研修において、保育士等に対して研修を実施した。(保育士等キャリアアップ研修障害児保育分野 紀南・紀北6会場 延べ152人参加 保護者支援・子育て支援分野 紀南・紀北2会場 延べ82人参加) ・支援を要する児童に接する機会の多い保育士等に対して研修を実施した。(家庭支援推進保育士等情報交換会 1回 45人参加) ・支援を要する園児を多く受け入れている保育所との情報共有のため、県内の保育所4施設に対して、現場の状況の聞き取りを行った。 |
| 27 | <p>児童相談所は、学校、保育所・認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待の相談に対して助言・指導を充実させ、支援を必要とする児童や家庭に係る情報共有を行います。</p> | <p>(福祉保健部)</p> <p>児童相談所は関係機関からの児童虐待の相談に対して、情報を集約した上で緊急受理会議を開催し、今後の支援内容について協議を行った。</p> <p>また、継続的に支援を行っている家庭に対しては、個別ケース検討会議や要保護児童対策地域協議会の実務者会議等で関係機関との情報共有を行った。</p> |
| 28 | <p>医療機関に対し、さまざまな診療科が連携して児童虐待に組織的な対応ができる体制づくりや、市町村等の関係機関と連携するための専門職員の配置の必要性について理解を求めています。</p> | <p>(福祉保健部)</p> <p>(再掲 19)</p> <p>平成 22 年度に発出された「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」(H23.3.28 付子ども未来課長通知)により、医療機関から市町村、保健所へ情報提供が行われる仕組みを構築し、取組を継続した。(医療機関からの情報提供件数:児童相談所 36 件、市町村 55 件)</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 29 | | 和歌山県児童虐待防止連絡協議会を通じて、保健・医療関係機関、教育福祉関係機関、司法・警察・消防関係機関、地域活動機関等と情報共有や連携を行います。 | 警察、教育、子ども未来課による児童虐待防止の取組等について意見交換等を行う、虐待防止に関する連携会議を年1回開催した。 |
|----|--|---|---|

② 児童虐待通告への迅速・的確な対応

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|----------------------------------|---|--|
| 30 | 48時間以内の安全確認の実施及び児童の安全を最優先にした一時保護 | 児童相談所及び市町村は、「和歌山県児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を用いて虐待リスクを客観的に把握します。 | ・平成30年度に県と市町村で締結した「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づき、児童虐待通告を受理した県と市町村は、情報共有を図りながら共通リスクアセスメントツールを用いて虐待リスクを評価した。その結果、重症度等が高く一時保護、施設入所及び里親等委託が必要だと判断したものについては県が対応し、在宅支援が適当と判断したものについては、市町村が対応した。 ・令和2年度市町村児童相談担当課長会議において活用の徹底を依頼した。 |
| 31 | | 児童相談所及び市町村は、関係機関の協力を得て、通告を受けてから48時間以内に直接目視することを基本とする安全確認を行います。 また、児童相談所は、必要に応じて、警察への援助要請を行った上で、立入調査や臨検・捜索を行います。 | (福祉保健部) ・虐待通告などへの対応をより迅速かつ的確に行うため、弁護士や現職警察官を児童相談所に配置するとともに、緊急対応職員の会計年度任用職員を任用するなどして体制強化に努めた。 ・児童相談所が立入調査時などに警察の同行を要請し、児童の安全確認を行った。(令和2年度13件) |
| 32 | | 児童相談所は、安全確認の結果、児童の安全が確保されないと判断した場合には、躊躇なく一時保護を実施します。 | (福祉保健部) 虐待等により児童を速やかに一時的に保護する必要がある場合、躊躇なく一時保護を実施した。(年間保護実人員327人) |
| 33 | 関係機関との連携強化 | 児童相談所と市町村は、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」に基づき、適切な役割分担のもと児童虐待に対応します。 また、児童相談所は専門性を有することから、市町村への技術的助言を行います。 | (福祉保健部) (再掲21) 県内全ての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有を行った。さらに、県と市町村とは、平成30年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと児童虐待に対応した。 |

| | | | |
|----|-------------|---|---|
| 34 | | <p>児童相談所と市町村は、児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実にいきます。</p> | <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談対応を行っている児童が転出する場合は、転出情報があればすぐに転出先児童相談所への電話連絡を行い、その後、事案の引継を対面により行った。転入の場合は、まず転入元児童相談所から電話連絡があるため、その電話連絡をもって緊急受理会議を行い、その後、事案の引継を対面により行った。 ・より迅速な情報共有を的確に行うために、令和2年度市町村担当課長会議において、令和3年度より導入が予定されている「要保護児童等に関する情報共有システム」について説明、運用に向け整備を促す。 |
| 35 | | <p>児童相談所と警察は、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」及び「児童相談所と警察の児童虐待事案に関する連絡基準」に沿って、緊急連絡、個別相談協議を行います。</p> <p>また、児童虐待事案に適切な対応をするための合同訓練を実施します。</p> | <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童相談所と警察の児童虐待事案に関する連絡基準」及び「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」の運用の徹底を図った。また、家庭引き取りとなった児童の情報を児童相談所から警察へ通知し、情報共有を図った。 ・児童虐待防止に関する警察・児童相談所職員合同研修会を2回開催し、連携の強化を図った。 |
| 36 | | <p>児童相談所と検察は、児童虐待に関連した事件について、児童の安全確保を最優先に対応するため緊密な連携を行います。</p> <p>また、児童の負担軽減のため、児童相談所、警察及び検察による協同面接を積極的に取り入れます。</p> | <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察との連携会議を1回開催した。 ・協同面接を8件実施した。 |
| 37 | 児童相談所の体制の強化 | <p>児童福祉司や児童心理司の増員を適宜行うとともに、弁護士や医師、警察官などの配置により、専門的な相談や法的措置が必要な事案に対して、迅速に対応します。</p> | <p>(福祉保健部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所の児童福祉司等の専門職を計画的に増員するなど、職員体制の強化に努めた。 ・児童の安全確保や保護者への指導にあたり、法的知見を踏まえた対応ができるよう、弁護士を配置し、法的対応機能の維持・向上を図った。 |

(3) 在宅支援・社会的養護の充実

① 在宅の児童や保護者に対する相談支援体制の強化

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|----|----|------|
|----|----|----|------|

| | | | |
|----|------------------------|---|--|
| 38 | 在宅の児童や保護者に対する相談支援体制の強化 | 市町村は、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づき、要保護児童対策地域協議会の各機関等と連携した地域における見守りの充実に取り組みます。 また、児童相談所及び児童家庭支援センターは、児童や保護者に対して専門的な支援を行います。 | (福祉保健部) (再掲 21) 県内全ての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有を行った。さらに、県と市町村とは、平成 30 年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと児童虐待に対応した。 ・児童家庭支援センターにおいて、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を行った。また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行い、スーパーバイザーとしての役割を果たした。(相談対応件数:延べ 5,101 件、市町村の求めに応じる事業:83 回、指導委託:延べ 668 件) |
|----|------------------------|---|--|

② 家庭的な養育環境における児童のケアの充実

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|---------|--|--|
| 39 | 里親委託の推進 | 児童を家庭で養育することが困難な場合、代替養育は家庭での養育を原則とするという考え方にに基づき、児童養護施設等への措置に優先して里親委託を行います。 | (福祉保健部) 家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託は、愛着形成など児童の発達ニーズから考え、乳幼児を最優先に里親等委託を推進した。(里親委託率 20.8%、里親等委託児童数 70 人、里親登録数 165 世帯、里親委託世帯数 32 世帯) |
| 40 | | 里親月間(里親を求める運動)(10月)を中心に里親会等と連携し里親制度の広報・啓発を行い、里親登録者数の増加を図ります。 | (福祉保健部) ・路線バスへの車体ラッピング及び車内啓発ポスターの掲示を実施した。 ・協力企業、医療機関、関係機関に里親制度リーフレットを配布した。 ・里親相談会を開催した(40 回)。 ・新聞社や各市町村の広報誌、回覧板等に里親制度並びに里親相談会の広報を依頼した。 |
| 41 | | 里親支援機関や里親支援専門相談員と連携して里親委託を促進します。 また、里親支援機関を拡充するとともに、里親支援専門相談員の配置を | (福祉保健部) ・児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員との連携会議を実施した。(1回/月) ・県内2か所の里親支援機関にフォスタリング事業の委託を行うとともに、児童養護施設8か所のうち6か所に里 |

| | | | |
|----|-----------------------------|---|--|
| | | 促進します。 | 親支援専門相談員を配置している。 ・令和2年3月に紀北地域において「紀北里親支援連絡会」が発足し、9月に設立記念会を開催した。 |
| 42 | 里親への支援 | 専門里親の登録を推進するため、専門里親養成研修への参加を支援します。 | (福祉保健部) 専門里親養成研修の受講費用(39,000円/人)を助成するとともに、養育里親に対し、児童相談所や里親支援機関が訪問支援時や更新研修受講時等において助成金について周知した。(専門里親登録0人) |
| 43 | | 未委託里親への委託を推進するため、里親を対象とした研修の実施や児童養護施設等における施設入所児童家庭生活体験事業を実施します。 | (福祉保健部) ・未委託里親も含め里親登録者に対し子育てや児童の心理などをテーマとした研修会を開催した。「思春期・反抗期の子どもとどのように向きあうか～事例から学ぶ～」(9人参加)、「育ちにつまずきのある子どもが社会にでていくために」(10人参加) ・施設入所児童家庭生活体験事業を里親と児童が交流を深める機会とするとともに、未委託里親が委託を受けるために必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上につなげた。(19世帯 延べ20人の施設入所児童が利用) |
| 44 | | 児童相談所や里親支援機関による里親家庭への定期的な訪問支援、相談、指導等を行います。 また、養子縁組については、医療機関や民間あっせん機関と連携しつつ、相談支援を行います。 | (福祉保健部) ・里親支援機関、里親支援専門相談員が県内の担当エリアごとに、児童相談所と連携しながら、全ての登録里親に対して訪問支援を実施した。 ・医療機関にリーフレット等の設置協力を依頼した。(9か所) |
| 45 | | 里親相互の交流を促進するため、里親会と連携し、里親サロンや各種講習会等を開催します。 | (福祉保健部) 里親会と里親支援機関が連携し、里親サロンを開催した。(紀北地域里親サロン:10回、紀南地域里親サロン:8回) |
| 46 | ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の設置促進 | 養育者の住居で、一定人数(5~6人程度)の児童の養育を行うファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の設置を促進するとともに、その質の向上に取り組みます。 | (福祉保健部) 養育者及び補助者の資質向上のための研修会を開催(専門里親更新研修:1名参加) |
| 47 | 児童の状況に合った里親、施設への措置 | 虐待を受けた児童等、一定の専門的ケアを必要とする児童については、専門里親へ委託を行います。 ただし、里親家庭では困難な専門的 | (福祉保健部) 専門里親委託児童1名。里親家庭での養育が困難な児童に対して措置変更を検討するなど、児童の特性に合わせた支援を実施した。 |

| | | | |
|----|--------------------|---|--|
| | | <p>ケアを要する等の理由がある場合は、小規模化された施設での養育を行います。</p> <p>さらに、軽度の情緒障害を有する等ケアニーズの高い児童については、児童心理治療施設において、心理療法やグループ療法等の専門的なケアを行います。</p> | |
| 48 | 児童養護施設等におけるケア機能の充実 | 児童養護施設等において、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置などにより、きめ細やかな児童の支援を行います。 | (福祉保健部) 心理療法担当職員配置施設7施設となり、児童の心身の状況に応じた、よりきめ細やかな児童支援に繋がっている。 |
| 49 | | 児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数の集団による指導の実施や個室化等、各施設の状況に応じたケア形態の小規模化を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。 | (福祉保健部) できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設整備を促進した。乳児院、児童養護施設の9か所のうち7か所において小規模グループケアが実施されており、施設定員に占める小規模グループケアの割合は34.4%となった。 |
| 50 | | 児童養護施設(里親委託を含む)入所中の児童の学習能力の向上を図ります。 | (福祉保健部) 学習する機会や進学意欲の増加と併せて、施設職員や教員等のサポート等によって進学率の増加に努めた。 (措置費において、学習塾費などの支弁を行っている。) |

③ 児童養護施設等で生活する児童の権利擁護の推進

| | | | |
|----|---------------------|---|---|
| 51 | 児童の権利擁護の強化 | 児童養護施設等で生活する児童や一時保護された児童の権利擁護の観点から、児童福祉審議会措置専門部会などを活用し、児童の意見を聞く機会を持つ等、児童の意見表明権を保障する取組を行います。 | (福祉保健部) 一時保護中の児童について、児童の支援に直接関わっていない学識者や弁護士等の第三者が児童と面接し、児童の意見を代弁する取組(アドボケート事業)を実現するため、令和3年度に向けた予算化と関係者に対する研修を実施した。 |
| 52 | 児童の権利擁護に関する研修・教育の充実 | 里親やファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)、児童養護施設等の関係者に対して、児童の権利擁護に関する研修を行います。 | (福祉保健部) 新型コロナウイルス感染症拡大のため研修会の開催中止(研修資料をもとに各施設内にて実施) |
| 53 | | 児童自身の権利に対する意識の向上のため、「子どもの権利ノート」の活用や児童養護施設等での取組を促 | (福祉保健部) 児童が施設等に入所する際に、児童福祉司等が「子供の権利ノート」により児童の権利について説明を行った。 |

| | | | |
|----|------------------|--|---|
| | | 進めます。 | 施設等に入所後は、児童会等を活用し、施設等の職員が定期的に児童の権利学習を行った。 ・「子供の権利ノート」改訂し、施設別、年齢別のノートを作成。「子どもの権利条約」をもとに子供の権利について記載、説明し、権利教育に役立てた。 |
| 54 | 施設等における虐待防止対策の実施 | 児童養護施設等に義務付けられている3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価結果に基づき各児童養護施設等が取り組む改善状況について確認し、児童養護施設等の支援体制の充実を図ります。 | (福祉保健部) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度までに受審期限が延長された。 ・令和2年度に8施設が受審した。 (児童養護施設 4、乳児院 1、児童自立支援施設 1、母子生活支援施設 2) |
| 55 | | 被措置児童等虐待が発生した場合には、迅速に児童の安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「和歌山県被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童の権利擁護に努めます。 | (福祉保健部) 被措置児童等虐待の通告があった場合、速やかに受理会議を行うとともに事実確認と状況に応じて施設調査を実施した。 |

(4) 家族の再統合、自立への支援

① 家族再統合への取り組み強化

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|--------------|--|--|
| 56 | 家族の再統合に向けた支援 | 児童相談所は、里親、児童養護施設、市町村等と連携し、児童や保護者に関する情報を共有しつつ、保護者に対する支援を行います。 | (福祉保健部) ・要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議や実務者会議などの関係機関と連携し、保護者に対する支援を行った。 (再掲 13) ・児童相談所が虐待ケースとして指導している保護者に対して家族再統合に向けた親子コミュニケーションや児童の問題行動への対処方法など、それぞれの親子に合わせた子育て技術を習得するプログラムを実施した。(前向き子育てプログラム(トリプルP):延べ 87 人参加) ・親子関係・夫婦関係など対人関係をよりよく行うため、感情との付き合い方等を学ぶプログラム実施を予定するも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 |
| 57 | | 保護者に対して子育ての方法や親子の関わり方についての研修や親支援プログラムを実施する等、家庭での養 | (福祉保健部) (再掲 13) ・児童相談所が虐待ケースとして指導している保護者に |

| | | | |
|----|--------------------------|---|---|
| | | 育力向上のための取組を推進します。 | 対して家族再統合に向けた親子コミュニケーションや児童の問題行動への対処方法など、それぞれの親子に合わせた子育て技術を習得するプログラムを実施した。(前向き子育てプログラム(トリプルP):延べ87人参加) ・親子関係・夫婦関係など対人関係をよりよく行うため、感情との付き合い方等を学ぶプログラムの実施を予定するも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 |
| 58 | | 児童の家庭復帰に際し、その適否について客観性と専門性の向上の観点から児童福祉審議会措置専門部会の意見を聞く等、第三者の意見も参考にして判断します。 また、児童相談所は、児童を家庭復帰させる場合には、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づき、関係機関等と事前に十分協議します。 | (福祉保健部) ・児童の家庭復帰に際し児童福祉審議会措置専門部会に31件の諮問を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、家庭復帰に際しての援助方法について協議を行った。 |
| 59 | 児童が復帰した家庭に対する支援・見守り体制の充実 | 児童が家庭復帰した後は、市町村が主体となり、要保護児童対策地域協議会の各機関等と十分連携して支援を行います。 | (福祉保健部) 要保護児童対策地域協議会の実務者会議で関係機関の情報共有を図るとともに、適宜個別ケース検討会議を開催し、支援方法を検討した。 |

② 児童養護施設等を退所した児童等の自立支援の充実

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|------------|---|--|
| 60 | 児童等の自立への支援 | 児童養護施設分園型自活訓練事業の実施等、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。 | (福祉保健部) 措置費(施設機能強化推進費)を活用した児童養護施設分園型自活訓練事業の実施はなかったものの、各施設に設置されている訓練室等を活用し、自立に向けた取組を実施した。 |
| 61 | | 児童養護施設を退所した後、社会生活を送っている児童等を支援するため、施設職員による、電話相談や家庭訪問、職場訪問による相談支援など、アフターケアを促進します。 | (福祉保健部) 各施設における相談支援のほか、和歌山県児童養護施設退所者等アフターケア事業により、退所者の相談援助を行った(延べ相談件数33件)。また、同事業により、退所前の支援として、施設入所児童に対し、退所後の自立生活への不安等に関する相談援助(対象児童53名、延べ相談件数282件)や社会におけるマナー等を学ぶ講習会等を実施した(1回、20名参加) |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 62 | | 自立援助ホームにおいて、児童養護施設等を退所した児童等に日常生活上の援助、生活指導等を実施します。 | (福祉保健部) 県内の自立援助ホーム(シェルター除く)の設置数は5施設。令和3年3月現在の措置委託人数は15名となっており、各ホームにおいて、それぞれ日常生活上の援助や生活指導等を行っている。 |
| 63 | | 児童養護施設等を退所する児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を行います。 | (福祉保健部) 児童養護施設退所者等のうち、1名が身元保証人確保対策事業を利用した。 |
| 64 | | 児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。 | (福祉保健部) 生活支援費1名、家賃支援費3名、資格取得支援費6名が利用。施設職員、アフターケア事業所等の関わりのもと、児童たちの生活も比較的安定しており、未だ返還金が発生した児童はいない。引き続き、貸付制度の周知とその後の支援を連動させていく。 |

(5) 人材の育成

① 専門人材の資質向上

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|--------------|---|---|
| 65 | 児童相談所の専門性の向上 | 援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員(スーパーバイザー)まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施するとともに、一般職員の児童福祉司任用資格の取得に取り組みます。 | (福祉保健部) 援助技術等の向上のため内部研修及び外部研修を受講した。 |
| 66 | 市町村職員の専門性の向上 | 市町村における相談対応技術の向上、市町村ネットワークの機能強化のため、各種研修を行います。 また、市町村職員の児童相談所への受け入れを行います。 | (福祉保健部) 平成30年度に和歌山県市町村児童家庭相談マニュアルの改訂を行い、市町村職員向けにマニュアル活用についての研修を実施。令和2年度市町村担当課長会議においても活用の徹底を依頼した。 |

② 地域の関係機関の人材育成

| 番号 | 項目 | 内容 | R2実績 |
|----|----------------|---|---|
| 67 | 関係機関等における人材の育成 | 学校、保育所、医療機関、民間団体等を対象とした研修の実施や、関係機関や地域等で開催される研修会 | (福祉保健部) ・保育所等に勤務する保育士等の人材育成・資質向上のため、研修を実施した。(全7分野 42回 延べ1,628) |

| | | | |
|--|--|----------------------|--|
| | | <p>等への講師派遣を行います。</p> | <p>人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員や補助員等の資質の向上を図るため、放課後児童クラブ従事者研修等を実施した。(2回 延べ 78 人参加) ・放課後児童支援員として有資格者となるための放課後児童支援員認定資格研修を実施し、児童虐待への対応を含め、放課後児童クラブに従事する上で必要な知識や技能等の習得を図った。(紀北・紀南2会場 104 人修了) ・子育て支援分野の各事業等の職務に現に従事している者及び従事することを希望する者に対し、子育て支援員研修を実施し、子育て支援分野に従事する上で必要な知識や技能等の習得を図った。(基本研修:延べ 159 人修了 専門研修:185 人修了) ・民生委員・児童委員の資質向上を図るための児童虐待に関する研修会等(他 18 回)に児童相談所が講師派遣を行った。 |
|--|--|----------------------|--|